

改正

平成29年5月2日規則第21号

令和2年3月27日規則第6号

田辺市景観条例施行規則

(趣旨)

**第1条** この規則は、田辺市景観条例（平成29年田辺市条例第1号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(景観計画の変更)

**第2条** 条例第6条第2項の規則で定める軽微な変更は、次に掲げる変更以外の変更とする。

- (1) 景観法（平成16年法律第110号。以下「法」という。）第8条第2項各号（第3号を除く。）に掲げる事項の変更
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める事項の変更

(住民提案型景観形成地域の提案に係る一団の土地の区域の規模)

**第3条** 条例第8条第1項の規則で定める規模は、0.5ヘクタールとする。

(住民提案型景観形成地域の提案)

**第4条** 条例第8条第1項（同条第2項において準用する場合を含む。）の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 当該提案に係る区域
  - (2) 当該提案に係る区域における良好な景観の形成に関する方針
  - (3) 良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項
- 2 条例第8条第3項に規定する地域提案は、氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）を記載した提案書に次に掲げる図書を添付して行うものとする。
- (1) 前項各号に掲げる事項を記載した書面
  - (2) 条例第8条第3項の同意を得たことを証する書類

(公共的団体)

**第5条** 条例第13条第2項の規則で定める公共的団体は、法第92条第1項の規定により市長が指定した景観整備機構とする。

(景観資源の登録の手続)

**第6条** 市民、事業者又はこれらの者の組織する団体（次項において「市民等」という。）は、市長に対し、良好な景観の形成に寄与していると認められる建造物、樹木その他の物件及び優れた景観を眺望できる地点を条例第14条第1項の田辺市景観資源（以下この条において「景観資源」という。）として推薦することができる。

- 2 市民等は、前項の規定により良好な景観の形成に寄与していると認められる建造物、樹木その他の物件及び優れた景観を眺望できる地点を景観資源として推薦しようとするときは、あらかじめ、その所有者及び管理者の同意を得なければならない。

- 3 市長は、条例第14条第1項の規定による登録をしたときは、遅滞なく、これを公表するとともに、当該登録に係る景観資源の所有者及び管理者（当該登録が第1項の規定による推薦に基づくものであるときは、当該景観資源の所有者及び管理者並びに当該推薦をした者）に通知するものとする。
- 4 市長は、第1項の規定により推薦された物件又は優れた景観を眺望できる地点を景観資源として登録しないこととしたときは、遅滞なく、その旨及びその理由を当該物件又は優れた景観を眺望できる地点を推薦した者に通知するものとする。
- 5 市長は、景観資源について、滅失その他の事由によりその登録の理由が消滅したときは、その登録を取り消すものとする。
- 6 市長は、景観資源について、所有者から登録の取消しの申出があったとき、その他特別の理由があると認めるときは、当該登録を取り消すことができる。
- 7 第3項の規定は、前項の規定による景観資源の登録の取消しについて準用する。

（たなべ景観づくり協定の認定）

**第7条** 条例第16条第4項（条例第17条第2項において準用する場合を含む。）の規定による申請は、条例第16条第1項の景観づくりに関する協定を締結した同項に規定する景観づくり従事者（以下「景観づくり従事者」という。）がたなべ景観づくり協定認定（変更）申請書に次に掲げる図書を添付して行うものとする。

- （1） 認定を受けようとする景観づくりに関する協定書の写し
  - （2） 条例第16条第1項又は第17条第1項に規定する景観づくり従事者の全員の合意を示す書類
  - （3） 条例第16条第4項（条例第17条第2項において準用する場合を含む。）の規定により地域住民に対して行った説明に関して記載した書面
  - （4） 前3号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める図書
- 2 条例第16条第5項第3号（条例第17条第2項において準用する場合を含む。）の規則で定める基準は、次に掲げるとおりとする。
- （1） 条例第16条第2項第2号アからクまでに掲げる事項のうち、必要なものが明確に定められていること。
  - （2） 条例第16条第2項第1号に規定する協定区域（以下「協定区域」という。）の境界が明確に定められていること。
  - （3） 法第8条第3項の規定により景観計画区域における良好な景観の形成に関する方針が定められている場合は、条例第16条第2項第2号アからクまでに掲げる事項が当該方針に適合していること。
  - （4） 法第55条第1項の景観農業振興地域整備計画が定められている場合は、条例第16条第2項第2号アからクまでに掲げる事項が当該計画に適合していること。
  - （5） 当該協定の有効期間が5年以上20年以下であること。
  - （6） 条例第16条第3項に規定する景観づくり区域（次号において「景観づくり区域」という。）は、その境界が明確に定められていること。
  - （7） 景観づくり区域は、協定区域との一体性を有する土地の区域であること。
  - （8） 協定区域と景観づくり区域を合わせた区域が、地域の特性を考慮したまとまりのある一団の土地の区域を対象としていること。

（景観づくり区域の協定区域への編入に係る変更の届出）

**第8条** 条例第17条第3項の規定による届出は、同条第1項に規定するたなべ景観づくり協定に係る景観づくり従事者が編入届出書に次に掲げる図書を添付して行うものとする。

- (1) 編入に係る協定区域を示す図書
- (2) 編入された協定区域内に係る景観づくり従事者の全員の合意を示す書類

(景観づくりに係る報告)

**第9条** 条例第18条の規定による報告は、毎年3月末日までに景観づくり報告書により行うものとする。

(たなべ景観づくり協定の廃止の届出)

**第10条** 条例第20条の規定による届出は、たなべ景観づくり協定廃止届出書により行うものとする。

(事前協議の対象となる建築物の区域及び規模)

**第11条** 条例第21条の規則で定める区域は、条例第5条第1項に規定する景観計画（以下「景観計画」という。）の区域のうち、次に掲げる区域とする。

- (1) 条例第5条第2項の規定により定めた特定景観形成地域（以下「特定景観形成地域」という。）及び同条第2項の規定により定めた景観形成重点地区（以下「景観形成重点地区」という。）
  - (2) 文化財保護法（昭和25年法律第214号）第27条第1項の重要文化財であつて、市長が指定する建築物（条例第16条第2項第2号アに規定する建築物をいう。以下同じ。）から100メートル以内の区域
  - (3) 文化財保護法第109条第1項の規定により指定された史跡であつて、市長が指定するものから100メートル以内の区域又は同項の規定により指定された名勝から100メートル以内の区域
  - (4) 文化財保護法第134条第1項の規定により選定された文化的景観から100メートル以内の区域
  - (5) 文化財保護法第144条第1項の規定により選定された重要伝統的建造物群保存地区から100メートル以内の区域
- 2 市長は、前項第2号及び第3号の規定による指定をしようとするときは、あらかじめ、条例第31条第1項の田辺市景観審議会（以下「景観審議会」という。）の意見を聴くものとする。
  - 3 条例第21条の規則で定める規模は、高さ13メートル又は建築面積1,000平方メートルとする。

(事前協議書及び添付図書)

**第12条** 条例第21条の規定による協議は、事前協議書に別表第5の1の項に掲げる図書を添付して行うものとする。

(適用除外)

**第13条** 条例第23条第1号の規則で定める規模は、景観計画の区域のうち特定景観形成地域以外の区域及び景観形成重点地区以外の区域においては別表第1の左欄、熊野参詣道（中辺路）特定景観形成地域の区域においては別表第2の左欄、中心市街地特定景観形成地域の区域においては別表第3の左欄に掲げる行為の区分に応じ、それぞれ別表第1、別表第2又は別表第3の右欄に掲げる規模とする。

- 2 条例第23条第2号に規定する規則で定める行為は、次に掲げる行為とする。
  - (1) 自然公園法（昭和32年法律第161号）第10条第3項若しくは第16条第3項の認可に係る行為、同法第20条第3項、第21条第3項若しくは第22条第3項の許可に係る行為、同法第68条第1項の規定による協議に係る行為又は同条第3項の規定による通知に係る行為
  - (2) 和歌山県立自然公園条例（昭和34年和歌山県条例第2号）第20条第3項の許可に係る行為

- (3) 和歌山県自然環境保全条例（昭和47年和歌山県条例第38号）第14条第1項の許可に係る行為
  - (4) 都市公園法（昭和31年法律第79号）第5条第1項又は第6条第1項若しくは第3項の許可に係る行為（同法第9条の規定により当該許可があつたものとみなされるものを含む。）
  - (5) 文化財保護法第43条の2第1項又は第127条第1項の規定による届出に係る行為
  - (6) 和歌山県文化財保護条例（昭和31年和歌山県条例第40号）第12条第1項の許可に係る行為
  - (7) 田辺市歴史的景観保全条例（平成17年田辺市条例第199号）第5条第1項の許可に係る行為及び同条例第6条の規定による協議を要する行為（景観形成重点地区の区域において行う行為を除く。）
- 3 条例第23条第4号の規則で定める行為は、次に掲げる行為とする。
- (1) 建築物の新築、増築、改築又は移転で、当該行為に係る床面積の合計が10平方メートルを超えないもの（新築後、増築後又は改築後において、当該建築物の高さが13メートルを超えることとなる場合における当該新築、増築又は改築を除く。）
  - (2) 建築物等（法第16条第1項の規定による届出がなされたものに限る。）の改築で、当該建築物等の外観又は色彩の変更を伴わないもの
  - (3) 工作物（条例第16条第2項第2号ウに規定する工作物をいう。以下同じ。）の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更で、当該工作物の高さが1.5メートルを超えないもの（太陽光発電施設を除く。）
  - (4) 土地の形状を変更するおそれのない範囲内で、鉱物又は土石を採取すること。
  - (5) 設置期間が90日を超えない建築物等の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更
  - (6) 林業を営むために行う土地の形質の変更
  - (7) 建築物又は工作物の外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更（以下この号において「修繕等」という。）で、当該行為に係る面積の合計が400平方メートル以内であつて、次に掲げる行為の区分に応じ、それぞれ次に定めるもの
    - ア 屋根（これに設ける窓その他の開口部を含む。以下同じ。）について行う修繕等 当該行為に係る部分の面積が、当該屋根の面積の4分の1以内又は建築物の鉛直投影面積の10分の1以内のもの
    - イ 外観（屋根を除く。以下同じ。）について行う修繕等 当該行為に係る部分の面積が、当該外観の面積の4分の1以内のもの
  - (8) 外部から見通すことができない場所で行われる物件の堆積
  - (9) 堆積の期間が90日を超えない物件の堆積
  - (10) 水面の埋立て（景観形成重点地区の区域及びバッファゾーン（和歌山県世界遺産条例（平成17年和歌山県条例第22号）第5条第1項の基本的な計画において緩衝地帯とされた区域であつて、熊野参詣道（中辺路）特定景観形成地域の区域内にあるものに限る。以下同じ。）の区域を除く。）
  - (11) 架空電線路用の鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱、木柱その他これらに類するもの新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更で、高さ15メートルを超えないもの（景観形成重点地区の区域並びに熊野参詣道（中辺路）特定景観形成地域の区域のうちバッファゾーンの区域及び国道311号及び国道168号（田辺市本宮町本宮以南に限る。）の道路境界から200メートル以内の区域において行う行為を除く。）
  - (12) 熊野参詣道（中辺路）特定景観形成地域の区域のうちバッファゾーンの区域において行う別表第4の左欄に掲げる行為（国道311号及び国道168号（田辺市本宮町本宮以南に限る。）の道路境界線から200メートル以内の区域において行う行為を除く。）

(13) 熊野参詣道（中辺路）特定景観形成地域の区域のうち国道311号及び国道168号（田辺市本宮町本宮以南に限る。）の道路境界線から200メートル以内の区域において行う別表第4に掲げる行為で、同表の左欄に掲げる行為の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる規模のもの

（行為の届出書及び添付図書）

**第14条** 条例第22条第2項の法第16条第1項の規定による届出は、別表第5に掲げる図書を添付して行うものとする。ただし、行為の規模が大きいため適切に表示できない場合には、当該行為の規模に応じて、市長が適切と認める縮尺の図面をもってこれらの図面に代えることができる。この場合において、市長が別表第5に掲げる図書の添付の必要がないと認めるときは、これを省略することができる。

2 前項の規定にかかわらず、別表第5の1の項に掲げる図書については、既に市長に提出されている当該図書の内容に変更がないときは、その添付を省略することができる。

（公表）

**第15条** 条例第26条第2項（条例第29条第5項において準用する場合を含む。）の規定による公表は、次に掲げる事項について、田辺市公告式規則（平成17年田辺市規則第1号）の定めるところにより行うものとする。

- (1) 法第16条第3項又は条例第29条第2項の規定による勧告を受けた者の住所及び氏名（法人にあつては、その主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）
- (2) 勧告に従わない旨の事実
- (3) 勧告の内容
- (4) 前3号に掲げるもののほか、その他市長が必要と認める事項

（工事完了の届出）

**第16条** 法第16条第1項の規定による届出をした者は、当該行為に係る工事の完了後、速やかに市長に当該工事の完了の届出を行うものとする。

（立入検査等を行う者の証）

**第17条** 法第17条第8項の身分を示す証明書及び条例第30条第6項の立入調査の権限を有する職員であることを示す証明書は、別記様式によるものとする。

（既存の建築物に対する行為の制限の適用除外）

**第18条** 条例第29条第4項に規定する規則で定める行為は、次に掲げる行為とする。

- (1) 第13条第3項第7号に掲げる行為
- (2) 建築物の増築又は改築であつて、当該行為に係る床面積の合計が、当該建築物の床面積の5分の1を超えないもの
- (3) 2以上の工事に分けて行う建築物の増築、改築、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更（以下この号において「増築等」という。）であつて、当該増築等に係る法第16条第1項の規定による届出を行った日から5年以内に当該建築物を景観計画に定める形態意匠（条例第16条第2項第2号アに規定する形態意匠をいう。）の制限に適合するものとするために必要な工事の計画について市長の承認を受けたもの

（景観重要建造物の指定の手続）

**第19条** 市長は、法第19条第1項の規定による景観重要建造物の指定をしようとするときは、あら

かじめ、景観審議会の意見を聴くものとする。

2 市長は、法第19条第1項の規定により景観重要建造物の指定をしたときは、その旨及び次に掲げる事項を告示するものとする。

- (1) 指定番号及び指定の年月日
- (2) 景観重要建造物の名称
- (3) 景観重要建造物の所在地
- (4) 法第19条第1項の土地その他の物件の範囲
- (5) 指定の理由となった外観の特徴

(景観重要建造物の標識の設置)

**第20条** 法第21条第2項の標識は、景観重要建造物の所有者と協議の上、公衆の見やすい場所に設置するものとする。

(景観重要建造物等の原状回復命令等の手続)

**第21条** 市長は、法第23条第1項（法第32条第1項において準用する場合を含む。）の規定により原状回復を命じ、又はこれに代わるべき必要な措置をとるべき旨を命じようとするときは、あらかじめ、景観審議会の意見を聴くものとする。

(景観重要建造物の指定の解除の手続)

**第22条** 市長は、法第27条第1項又は第2項の規定により景観重要建造物の指定を解除しようとするときは、あらかじめ、景観審議会の意見を聴くものとする。ただし、同条第1項の規定により指定を解除しようとする場合で、指定の理由が消滅したことが明らかであると市長が認めるときは、この限りでない。

2 市長は、法第27条第1項又は第2項の規定により景観重要建造物の指定を解除したときは、その旨及び次に掲げる事項を告示するものとする。

- (1) 指定番号及び指定の年月日
- (2) 景観重要建造物の名称
- (3) 景観重要建造物の所在地
- (4) 法第19条第1項の土地その他の物件の範囲
- (5) 指定の解除の理由
- (6) 指定の解除の年月日

(景観重要樹木の指定の手続)

**第23条** 市長は、法第28条第1項の規定による景観重要樹木の指定をしようとするときは、あらかじめ、景観審議会の意見を聴くものとする。

2 市長は、法第28条第1項の規定により景観重要樹木の指定をしたときは、その旨及び次に掲げる事項を告示するものとする。

- (1) 指定番号及び指定の年月日
- (2) 景観重要樹木の名称
- (3) 景観重要樹木の所在地
- (4) 指定の理由となった樹容の特徴

(景観重要樹木の標識の設置)

**第24条** 法第30条第2項の標識は、景観重要樹木の所有者と協議の上、公衆の見やすい場所に設置

するものとする。

(景観重要樹木の指定の解除の告示)

**第25条** 市長は、法第35条第1項又は第2項の規定により景観重要樹木の指定を解除しようとするときは、あらかじめ、景観審議会の意見を聴くものとする。ただし、同条第1項の規定により指定を解除しようとする場合で、指定の理由が消滅したことが明らかであると市長が認めるときは、この限りでない。

2 市長は、法第35条第1項又は第2項の規定により景観重要樹木の指定を解除したときは、その旨及び次に掲げる事項を告示するものとする。

- (1) 指定番号及び指定の年月日
- (2) 景観重要樹木の名称
- (3) 景観重要樹木の所在地
- (4) 指定の解除の理由
- (5) 指定の解除の年月日

(景観審議会の招集の例外)

**第26条** 景観審議会の委員の全員が新たに委嘱された後最初に開催される会議は、市長が招集する。

(専門委員会)

**第27条** 専門委員会に、会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、会務を総理し、専門委員会を代表する。
- 3 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。
- 4 専門委員会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、その議長となる。
- 5 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。
- 6 専門委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 7 この規則に定めるもののほか、専門委員会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

(その他)

**第28条** この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

## 附 則

この規則は、平成29年3月24日から施行する。ただし、第11条第2項、第19条第1項、第21条、第22条第1項、第23条第1項、第25条第1項、第26条及び第27条の規定は、条例附則第1項ただし書に規定する規定の施行の日から施行する。

**附 則**（平成29年5月2日規則第21号）

この規則は、平成29年5月8日から施行する。

**附 則**（令和2年3月27日規則第6号）

この規則は、令和2年5月1日から施行する。

別表第1（第13条関係）

特定景観形成地域以外の区域及び景観形成重点地区以外の区域

行為	規模
1 建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	高さ13メートル又は建築面積1,000平方メートル
2 工作物の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	<p>(1) 製造施設、貯蔵施設、遊戯施設等の工作物で次に掲げる用途に供するもの</p> <p>ア アスファルトプラント、コンクリートプラント、クラッシャープラントその他これらに類するもの</p> <p>イ 自動車車庫の用途に供する施設その他これに類するもの</p> <p>ウ 汚物処理場、ごみ焼却施設その他の処理施設の用途に供するもの</p> <p>エ 太陽光発電施設</p> <p>(2) 広告塔、広告板、装飾塔、記念塔その他これらに類するもの</p> <p>(3) その他の工作物</p>
3 都市計画法（昭和43年法律第100号）第4条第12項に規定する開発行為	<p>都市計画区域（条例第10条に規定する都市計画区域をいう。以下同じ。）内2,000平方メートル</p> <p>準都市計画区域（条例第10条に規定する準都市計画区域をいう。以下同じ。）内3,000平方メートル</p> <p>都市計画区域外及び準都市計画区域外10,000平方メートル</p>
4 土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更	<p>都市計画区域内1,000平方メートル</p> <p>準都市計画区域内3,000平方メートル</p> <p>都市計画区域外及び準都市計画区域外10,000平方メートル</p>
5 屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積	<p>都市計画区域内高さ2メートル又は1,000平方メートル</p> <p>都市計画区域外3,000平方メートル</p>

別表第2（第13条関係）

熊野参詣道（中辺路）特定景観形成地域の区域

行為		規模	
		バッファゾーンの区域並びに国道311号及び国道168号(田辺市本宮町本宮以南に限る。)の道路境界から200メートル以内の区域を除いた区域	
1	建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	高さ13メートル又は延べ面積500平方メートル	
2	工作物の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更 (1) 製造施設、貯蔵施設、遊戯施設等の工作物で次に掲げる用途に供するもの ア アスファルトプラント、コンクリートプラント、クラッシャープラントその他これらに類するもの イ 自動車車庫の用途に供する施設その他これに類するもの ウ 汚物処理場、ごみ焼却施設その他の処理施設の用途に供するもの エ 太陽光発電施設	高さ13メートル又は築造面積1,000平方メートル	
		(2) 広告塔、広告板、装飾塔、記念塔その他これらに類するもの	高さ13メートル
		(3) その他の工作物	高さ13メートル
3	都市計画法第4条第12項に規定する開発行為	2,000平方メートル	
4	土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更	2,000平方メートル	
5	屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積	2,000平方メートル	

別表第3（第13条関係）

田辺中心市街地特定景観形成地域

行為		規模		
		近代的街並み修景ゾーン	歴史的街並み修景ゾーン	界限(わい)的賑(にぎ)わい修景ゾーン
1	建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	高さ13メートル又は延べ面積500平方メートル	高さ13メートル又は延べ面積300平方メートル	高さ13メートル又は延べ面積500平方メートル
2	工作物の新 (1) 製造施設、貯蔵施設、遊戯施設等の工作物で次に掲	高さ13メートル又は築造面積	高さ13メートル又は築造面積300	

設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又色彩の変更	げる用途に供するもの ア アスファルトプラント、コンクリートプラント、クラッシャープラントその他これらに類するもの イ 自動車車庫の用途に供する施設その他これに類するもの ウ 汚物処理場、ごみ焼却施設その他の処理施設の用途に供するもの エ 太陽光発電施設	1,000平方メートル	平方メートル	
	(2) 広告塔、広告版、装飾塔、記念塔その他これらに類するもの	高さ13メートル	高さ13メートル	
	(3) その他の工作物	高さ13メートル	高さ13メートル	
3 都市計画法第4条第12項に規定する開発行為		2,000平方メートル	1,000平方メートル	2,000平方メートル
4 土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更		1,000平方メートル	1,000平方メートル	1,000平方メートル
5 屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積		高さ2メートル又は1,000平方メートル	高さ2メートル又は1,000平方メートル	高さ2メートル又は1,000平方メートル

別表第4 (第13条関係)

熊野参詣道 (中辺路) 特定景観形成地域

行為	規模
1 溝、井せき、とい、水車、風車 (発電用のものを除く。)、農業用水槽、林業用水槽又は防火用水槽を新築し、改築し、又は増築すること。	高さ3メートル以内
2 炭窯、炭焼き小屋、伐木小屋、造林小屋、畜舎、納屋、肥料だめ等を新築し、改築し、又は増築すること。	高さ3メートル以内かつ延べ面積30平方メートル以内
3 門、生け垣又は高さが3メートル以下であり、かつ、水平投影面積が30平方メートル以下である小屋等を新築し、改築し、又は増築すること。	全て (門にあっては、高さ3メートル以内)
4 社寺境内地又は墓地において、鳥居、灯ろう、墓碑等を新築し、改築し、又は増築すること。	高さ3メートル以内
5 漁具整備場、漁具干場、漁舎等を新築し、改築し、又は増築すること。	高さ3メートル以内かつ延べ面積30平方メートル以内

6 宅地内の土石を採取すること。	30平方メートル以内
------------------	------------

別表第5（第12条、第14条関係）

行為	届出に添付する図書
1 法第16条第1項第1号及び第2号に掲げる行為	<p>ア 建築物又は工作物の敷地の位置及び当該敷地の周辺の状況を表示する図面で縮尺2,500分の1以上のもの</p> <p>イ 当該敷地及び当該敷地の周辺の状況を示す写真</p> <p>ウ 当該敷地内における建築物又は工作物の位置を表示する図面で縮尺100分の1以上のもの</p> <p>エ 建築物又は工作物の彩色が施された2面以上の立面図で縮尺50分の1以上のもの</p>
2 法第16条第1項第3号に掲げる行為	<p>ア 当該開発行為を行う土地の区域並びに当該区域内及び当該区域の周辺の状況を表示する図面で縮尺2,500分の1以上のもの</p> <p>イ 当該開発行為を行う土地の区域及び当該区域の周辺の状況を示す写真</p> <p>ウ 設計図又は施行方法を明らかにする図面で縮尺100分の1以上のもの</p>
3 法第16条第1項第4号に掲げる行為	<p>ア 当該行為を行う土地の区域並びに当該区域内及び当該区域の周辺の状況を表示する図面で縮尺2,500分の1以上のもの</p> <p>イ 当該行為を行う土地の区域及び当該区域の周辺の状況を示す写真</p> <p>ウ 設計図又は施行方法を明らかにする図面で縮尺100分の1以上のもの</p>

別記様式（第17条関係）

（表面）

<p>第 号</p> <p>立入検査等を行う者の証</p> <p>所 属</p> <p>職 名</p> <p>氏 名</p> <p>生年月日</p> <p>上記の者は、景観法（平成16年法律第110号）第17条第8項に規定する原状回復等又は立入検査若しくは立入調査を行う職員及び田辺市景観条例（平成29年田辺市条例第1号）第30条第6項に規定する立入調査を行う職員であることを証明する。</p> <p>年 月 日</p> <p style="text-align: right;">田辺市長 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">印</span></p>	60mm
90mm	

（裏面）

<p>景観法(抜粋) (変更命令等) 第17条 (略) 6 (略)景観行政団体の長は、その者の負担において、当該原状回復等を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者にこれを行わせることができる。(略) 7 景観行政団体の長は、(略)景観行政団体の職員に、当該建築物の敷地若しくは当該工作物の存する土地に立ち入り、特定届出対象行為の実施状況を検査させ、若しくは特定届出対象行為が景観に及ぼす影響を調査させることができる。 8 第6項の規定により原状回復等を行おうとする者及び前項の規定により立入検査又は立入調査をする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があった場合においては、これを提示しなければならない。</p> <p>田辺市景観条例(抜粋) (既存の建築物に係る変更命令) 第30条(略) 5 市長は、(略)その職員に、当該建築物の敷地に立ち入り、増改築等が景観に及ぼす影響を調査させることができる。 6 前項の規定により立入調査をする職員は、立入調査の権限を有する職員であることを示す証明書を携帯し、関係人の請求があった場合においては、これを提示しなければならない。</p>
-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------